

建設関連業務委託（建築設計）契約書約款（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>(総則)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2～10 [略]</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(著作権の帰属)</p> <p>第7条 成果物（第37条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条から第11条まで及び第13条の2において同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下、この条から第11条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受託者又は委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2～10 [略]</p> <p>11 <u>受託者が設計共同体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</u></p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 <u>一関市財務規則（平成17年一関市規則第51号）の規定により契約保証金を免除する場合には、この条の規定は適用しない。</u></p> <p>(著作権の帰属)</p> <p>第7条 成果物（第44条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条から第11条まで及び第14条において同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下、この条から第11条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受託者又は委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。</p>

(意匠の実施の承諾等)

第 13 条の 2 [略]

(調査職員)

第 14 条 [略]

(管理技術者)

第 15 条 [略]

(管理技術者等に対する措置請求)

第 16 条 [略]

(履行報告)

第 17 条 [略]

(貸与品等)

第 18 条 [略]

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第 19 条 [略]

(条件変更等)

第 20 条 [略]

(意匠の実施の承諾等)

第 14 条 [略]

(調査職員)

第 15 条 [略]

(管理技術者)

第 16 条 [略]

(地元関係者との交渉等)

第 17 条 地元関係者との交渉等は、委託者が行うものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、委託者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第 18 条 受託者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、委託者がその承諾を得るものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第 19 条 [略]

(履行報告)

第 20 条 [略]

(貸与品等)

第 21 条 [略]

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第 22 条 [略]

(条件変更等)

第 23 条 [略]

(設計図書等の変更)

第 21 条 委託者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第 23 条において「設計図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第 22 条 [略]

(業務に係る受託者の提案)

第 23 条 [略]

(受託者の請求による履行期間の延長)

第 24 条 [略]

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

第 25 条 [略]

(履行期間の変更方法)

第 26 条 [略]

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日（第 24 条の場合にあつては委託者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受託者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(設計図書等の変更)

第 24 条 委託者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第 26 条において「設計図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第 25 条 [略]

(業務に係る受託者の提案)

第 26 条 [略]

(適正な履行期間の設定)

第 27 条 委託者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受託者の請求による履行期間の延長)

第 28 条 [略]

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

第 29 条 [略]

(履行期間の変更方法)

第 30 条 [略]

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日（第 28 条の場合にあつては委託者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受託者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第 27 条 [略]

(一般的損害)

第 28 条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項、第 2 項 _____ に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 29 条 [略]

2 [略]

(業務委託料の変更方法等)

第 31 条 [略]

(臨機の措置)

第 32 条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと思われる部分については、委託者がこれを負担する。

(一般的損害)

第 33 条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 35 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 34 条 [略]

2 [略]

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければな

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

らない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。
(不可抗力による損害)

第35条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者と受託者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具であつて立会いその他受託者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第 30 条 委託者は、第 13 条、第 19 条から第 25 条まで、第 28 条、第 33 条又は第 39 条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 [略]

(検査及び引渡し)

第 31 条 [略]

(業務委託料の支払い)

第 32 条 [略]

(引渡し前における成果物の使用)

損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「業務委託料の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第 36 条 委託者は、第 13 条、第 22 条から第 26 条まで、第 28 条、第 29 条、第 33 条、第 39 条及び第 49 条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 [略]

(検査及び引渡し)

第 37 条 [略]

(業務委託料の支払い)

第 38 条 [略]

(引渡し前における成果物の使用)

第 33 条 委託者は、第 31 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 37 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2・3 [略]

(前金払)

第 34 条 受託者は、保証事業会社と契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、

_____前払金の支払いを委託者に請求することができる。

2 前項の規定による前払金の額は、次の表の左欄に掲げる金額（継続費においては各年度の出来高予定額）の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額の範囲内とする。

支払区分	支払区分率
3,000 万円以下の金額	100 分の 30
3,000 万円を超える金額	100 分の 20

3 委託者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

4 [略]

5 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の 10 分の 4 を越えるときは、受託者は、業務委託料が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 36 条の 2 又は第 37 条の規定による支払いをしようとするときは、委託者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

6・7 [略]

(保証契約の変更)

第 35 条 受託者は、前条第 4 項の規定により受領済みの前払金に追加してさ

第 39 条 委託者は、第 37 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 44 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2・3 [略]

(前金払)

第 40 条 受託者は、保証事業会社と契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、請負代金額（継続工事においては各年度の出来高予定額）の 10 分の 3 以内の前払金の支払いを委託者に請求することができる。

2 前項の規定による前払金の額は、次の表の左欄に掲げる金額（継続費においては各年度の出来高予定額）の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額の範囲内とする。

支払区分	支払区分率
3,000 万円以下の金額	100 分の 30
3,000 万円を超える金額	100 分の 20

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 [略]

4 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の 10 分の 4 を越えるときは、業務委託料が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 43 条 又は第 44 条の規定による支払いをしようとするときは、委託者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

5・6 [略]

(保証契約の変更)

第 41 条 受託者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさ

らに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

2・3 [略]

(前払金の使用等)

第 36 条 [略]

(部分払)

第 36 条の 2 履行期間が複数年度にわたる契約について、受託者は、業務の完了前に、既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相応する業務委託料相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができるものとする。ただし、この請求は、履行期間中 1 回（継続費予算における契約については、委託者と受託者が協議して定める回数）とする。

2～7 [略]

(部分引渡し)

第 37 条 成果物について、委託者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第 31 条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第 4 項及び第 32 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、委託者は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第 31 条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第 4 項及び第 32 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

らに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

2・3 [略]

(前払金の使用等)

第 42 条 [略]

(部分払)

第 43 条 _____ 受託者は、業務の完了前に、既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相応する業務委託料相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができるものとする。ただし、この請求は、履行期間中 1 回（継続費予算における契約については、委託者と受託者が協議して定める回数）とする。

2～7 [略]

(部分引渡し)

第 44 条 成果物について、委託者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第 37 条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第 4 項及び第 38 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、委託者は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第 37 条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第 4 項及び第 38 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第32条第1項の規定により受託者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が前2項において準用する第31条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
指定部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)
- (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
引渡部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)
(継続費に係る契約の特則)

第37条の2 [略]

(継続費に係る契約の前金払の特則)

第37条の3 継続費予算に係る契約の前金払については、第34条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第35条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第36条の2第1項の業務委託料相当額(以下この条及び次条において「前会計年度末業務委託料相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」とする。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度について前払金の支払いを

3 前2項の規定により準用される第38条第1項の規定により受託者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が前2項において準用する第37条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
指定部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)
- (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
引渡部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)
(継続費に係る契約の特則)

第45条 [略]

(継続費に係る契約の前金払の特則)

第46条 継続費予算に係る契約の前金払については、第40条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第41条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第43条第1項の業務委託料相当額(以下この条及び次条において「前会計年度末業務委託料相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」とする。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第40条第1項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度について前払金の支払いを

請求することができない。

- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受託者は、業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

(継続費に係る契約の部分払の特則)

第37条の4 [略]

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第36条の2第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

計算式 [略]

- 3 [略]

(第三者による代理受領)

第38条 [略]

- 2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条 (第37条において準用する場合を含む。)又は第36条の2の規定に基づく支払いをしなければ

請求することができない。

- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第40条第1項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第40条第1項の規定にかかわらず、受託者は、業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第41条第3項の規定を準用する。

(継続費に係る契約の部分払の特則)

第47条 [略]

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第43条 第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

計算式 [略]

- 3 [略]

(第三者による代理受領)

第48条 [略]

- 2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第38条 (第44条において準用する場合を含む。)又は第43条 の規定に基づく支払いをしなければ

ばならない。

(前払金等の不払に対する受託者の業務中止)

第 39 条 受託者は、委託者が第 34 条、第 36 条の 2又は第 37 条において準用される第 32 条第 2 項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 [略]

(契約不適合責任)

第 40 条 [略]

(委託者の任意解除権)

第 41 条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条、第 43 条又は第 43 条の 2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 [略]

(委託者の催告による解除権)

第 42 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)~(3) [略]

(4) 正当な理由なく、第 40 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(5) [略]

(委託者の催告によらない解除権)

第 43 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

ばならない。

(前払金等の不払に対する受託者の業務中止)

第 49 条 受託者は、委託者が第 40 条、第 43 条又は第 44 条において準用される第 38 条第 2 項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 [略]

(契約不適合責任)

第 50 条 [略]

(委託者の任意解除権)

第 51 条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条、第 53 条又は第 54 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 [略]

(委託者の催告による解除権)

第 52 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)~(3) [略]

(4) 正当な理由なく、第 50 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(5) [略]

(委託者の催告によらない解除権)

第 53 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(7) [略]

(8) 第 45 条又は第 46 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) [略]

第 43 条の 2 [略]

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 44 条 第 42 条各号、第 43 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前 3 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第 45 条 [略]

(受託者の催告によらない解除権)

第 46 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 21 条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 22 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5 (履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なお、その中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 47 条 第 45 条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第 48 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第 37 条に規定する部分引渡しに係る

(1)～(7) [略]

(8) 第 56 条又は第 57 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) [略]

(談合その他の不正行為等に係る委託者の解除権)

第 54 条 [略]

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 55 条 前 3 条 各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前 3 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第 56 条 [略]

(受託者の催告によらない解除権)

第 57 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 24 条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 25 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5 (履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なお、その中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 58 条 前 2 条 各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第 59 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第 44 条に規定する部分引渡しに係る

部分については、この限りでない。

2・3 [略]

(解除に伴う措置)

第 49 条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 34 条（第 37 条の 3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受託者は、第 42 条、第 43 条、第 43 条の 2又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第 37 条第 1 項又は第 2 項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ遅延利息の率の割合で計算した額の利息を付した額を、第 41 条、第 45 条又は第 46 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を委託者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 34 条（第 37 条の 3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、委託者は、当該前払金（第 37 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第 42 条、第 43 条、第 43 条の 2又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ遅延利息の率の割合で計算した額の利息を付した額を、第 41 条、第 45 条又は第 46 条の規定による解除にあつては、当該余剰額を委託者に返還しなければならない。

3 [略]

4 前項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 42 条、第 43 条、第 43 条の 2又は次条第 3 項の規定によるときは委託者が定め、第 41 条、第 45 条又は第 46 条の規定によるときは

部分については、この限りでない。

2・3 [略]

(解除に伴う措置)

第 60 条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 40 条（第 46 条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受託者は、第 52 条から第 54 条 _____ 又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第 44 条第 1 項又は第 2 項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ遅延利息の率の割合で計算した額の利息を付した額を、第 51 条、第 56 条又は第 57 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を委託者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 40 条（第 46 条 _____ において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、委託者は、当該前払金（第 44 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第 52 条から第 54 条 _____ 又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ遅延利息の率の割合で計算した額の利息を付した額を、第 51 条、第 56 条又は第 57 条の規定による解除にあつては、当該余剰額を委託者に返還しなければならない。

3 [略]

4 前項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 52 条から第 54 条 _____ 又は次条第 3 項の規定によるときは委託者が定め、第 51 条、第 56 条又は第 57 条の規定によるときは

受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

5 [略]

(委託者の損害賠償請求等)

第 50 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 第 42 条、第 43 条又は第 43 条の 2の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4) [略]

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 42 条、第 43 条又は第 43 条の 2の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) [略]

3～5 [略]

6 第 2 項の場合（第 43 条第 7 号及び第 9 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受託者の損害賠償請求等)

第 51 条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 45 条又は第 46 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

5 [略]

(委託者の損害賠償請求など)

第 61 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 第 52 条から第 54 条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4) [略]

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 52 条から第 54 条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) [略]

3～5 [略]

6 第 2 項の場合（第 53 条第 7 号及び第 9 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受託者の損害賠償請求等)

第 62 条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 56 条又は第 57 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) [略]

2 第 32 条第 2 項（第 37 条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 52 条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第 31 条第 3 項又は第 4 項（第 37 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から本件建築物の工事完成後 2 年以内に、または、第 38 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2～8 [略]

（契約保証金の還付）

(2) [略]

2 第 38 条第 2 項（第 44 条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 63 条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第 37 条第 3 項又は第 4 項（第 44 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から本件建築物の工事完成後 2 年以内に、または、第 48 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2～8 [略]

（賠償の予約）

第 64 条 受託者は、第 54 条各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を委託者に対して支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

3 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（契約保証金の還付）

第 53 条 [略]

(保険)

第 54 条 [略]

(紛争の解決)

第 55 条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第 16 条第 2 項の規定により受託者が決定を行った後若しくは同条第 4 項の規定により委託者が決定を行った後又は委託者若しくは受託者が決定を行わずに同条第 2 項若しくは第 4 項の期間が経過した後でなければ、委託者及び受託者は、第 1 項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 [略]

(情報通信の技術を利用する方法)

第 56 条 [略]

(契約外の事項)

第 57 条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

第 65 条 [略]

(保険)

第 66 条 [略]

(紛争の解決)

第 67 条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第 19 条第 2 項の規定により受託者が決定を行った後若しくは同条第 4 項の規定により委託者が決定を行った後又は委託者若しくは受託者が決定を行わずに同条第 2 項若しくは第 4 項の期間が経過した後でなければ、委託者及び受託者は、第 1 項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 [略]

(情報通信の技術を利用する方法)

第 68 条 [略]

(契約外の事項)

第 69 条 [略]